Title	インドネシアの女性家事使用人: バンドン市における仲介業者の調査によせて
Author(s)	横本, 真千子
Citation	經濟學研究, 62(3), 123-138
Issue Date	2013-02-21
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/52290
Туре	bulletin (article)
File Information	ES_62(3)_123.pdf



インドネシアの女性家事使用人

---バンドン市における仲介業者の調査によせて----

横本 真千子

はじめに

現代社会においては、先進国・新興国を問わず家庭内で家事、育児および介護を担う女性家事使用人への需要が高まっている。それは、先進国では少子高齢化と女性の労働力化の進行が、新興国では都市部における富裕層の増加とともに先進国と同様に女性の労働力化の進行がおもな理由である。インドネシアにおいても、1980年代の経済成長期に女性の労働力化率が上昇したことを受けて、富裕層世帯のみならず都市中間層の勤労者世帯とくに夫婦共働き世帯において、家事、育児、介護を担う女性家事使用人への需要が増加している。

このようなインドネシア国内外で増加する女 性家事使用人需要を満たすのは、おもに農村出 身の女性である。農村居住者であっても、多く の住民にとって農業だけで家計を維持すること は難しいために、就労可能な世帯員が総出で家 計を支えている。農村出身女性が海外出稼ぎあ るいは都市出稼ぎ家事使用人として働く理由を 端的に言えば、農村での女性の就業機会が非常 に限定的なため近隣地域に就業場所を見出せな いからである。筆者は、絹産業を事例として農 村地域における地場産業振興の重要性を所得創 出効果の点から主張してきた。しかしながら, 調査をおこなった西ジャワ州の絹産業は,巨大 商業圏であるジャカルタに地理的に近い地域に 立地するものの、不況による産品納入企業の閉 鎖や、安価な中国製繊維製品との競合など、地 場産業の発展に多くの課題が残されていた(横 本[2005,2006,2008])。農村地域での数少ない就業機会である農業労働、日雇い土木作業および雑貨店経営や露店・行商といった職種は男性によって占められる。女性は、農作業の手伝い以外に農村内で就業機会を見出すことは難しい。そのため、多くの農村出身女性が収入を得るために都市に出稼ぎに出ることになる。学歴の低い農村出身女性が都市で正規労働に就くことは稀であり、大部分は非正規労働とりわけ参入が容易な家事使用人として働く。

家事使用人は、就業する地域によって海外出 稼ぎ家事使用人と国内の都市出稼ぎ家事使用人 の二つに分けることができる。女性家事使用人 に関する研究のうち海外出稼ぎの家事使用人に ついては、国際労働力移動の分野で多数の研究 が積まれている。日本のアジア研究において は、1980年代から増加したインドネシアの出 稼ぎ労働者について時代の推移とともに変化す る出稼ぎ労働者の渡航先,業種,性別などを分 析した研究(宮本[2000]), 再生産領域のグロー バル化についてさまざまな女性海外出稼ぎ労働 者の事例をもとに分析をおこなった研究(伊藤・ 足立[2008])、インドネシアからおもに中東へ の海外出稼ぎ家事使用人について出稼ぎ国での 不当な扱いなどの問題点を検証した研究(嶋田 [2007a, 2007b]), 海外出稼ぎ労働者の送出し システムについての研究(平野[2009])などがそ れである。これらの先行研究は、国際労働力移 動の今日的潮流である「移動の女性化」の事例と して、おもに途上国から先進国あるいは産油国 への労働力移動を分析する。一方、インドネシ

ア国内の都市出稼ぎ家事使用人については、 イ ンフォーマルセクターあるいは雑業層の就業 の一種として女性家事使用人について言及さ れ、女性家事使用人そのものを題材とした研究 業績は少ない。国内の家事使用人に関して書か れた論文としては、家事使用人における児童労 働の多さと労働の過酷さについてジャカルタ地 域を対象とした調査にもとづいて分析し、労働 条件の改善などについての提言をまとめた論文 (ILO/IPEC [2004])がある。また、同じく家事 使用人における児童労働の多さと搾取の実態を レポートし、家事使用人としての児童の活用は ILO 第 182 号条約(最悪の形態の児童労働の撤 廃)に違反する行為として、児童労働撲滅に向 けた行動の指針を政府機関などへ提言した論文 (Human Rights Watch [2004,2009]) がある。ど ちらも家事使用人の労働環境改善と保護を訴え る内容である。

小論では、学歴や縁故を持たない農村出身女性が出稼ぎ職種として多く参入する女性家事使用人について、その入職システムと女性家事使用人の特性を考察する。調査の内容は、出身

農村から都市への入職ルート(仲介業者と募集人),女性家事使用人の就業形態,学歴および職歴構成,女性家事使用人の出身農村世帯の家族・家計構成および出身地域の産業構造,さらにライフサイクルについてである。なお小論における分析対象は,先に分けた家事使用人(海外出稼ぎと国内の都市出稼ぎ)のうちの国内の家事使用人に限定するものとし,海外出稼ぎの家事使用人に関しては別稿を待たれたい。

I 国内の女性家事使用人

この節では、インドネシア国内の女性労働力 人口の統計から女性労働市場における学歴分化 の様子を確認し、多くの農村出身女性が都市に おいて家事使用人として働く背景を探る。

1 女性労働市場の概観

表1は、2006年のジャワ島内の主要地域に おける学歴別女性労働力人口の構成比である。 まず都市について見ると、ジャカルタ首都特別 州では高校卒業以上の学歴をもつ女性労働力の

表 1 学歴別女性労働力人口構成比(2006年8月)

	未就学	小学校未修了	小学校卒	中学校卒	高校卒業	専門学校・ 短大・大学卒	合計
西ジャワ州	3.5%	11.3%	40.6%	18.3%	18.7%	7.6%	100.0%
中ジャワ州	8.4%	13.6%	41.3%	17.8%	14.1%	4.7%	100.0%
東ジャワ州	11.8%	14.6%	35.9%	15.9%	15.7%	6.0%	100.0%
ジャカルタ首都特別州	1.1%	4.6%	20.5%	16.9%	36.9%	20.0%	100.0%
バンドン市 ^(注)	13.2%		28.3%	21.8%	27.3%	9.4%	100.0%

⁽注)バンドン市に関しては、2005年の学歴別 10歳以上人口(BPS Kota Bandung 2005から引用)の数字である。

Agustus 2006, BPS, Jawa Barat. および Penduduk 10 tahun ke atas menurut jenis kelamin dan ijazah tertinggi yang dimiliki di kota

Bandung tahun 2005,BPS,Kota Baudung.

表 2 学歴別女性労働力人口の推移(2001年と2008年)

	就業者		失業者		労働力人口合計	
	2001年	2008年	2001年	2008年	2001年	2008年
なし/小学校中退	31%	22%	14%	6%	29%	21%
小学校卒業	38%	36%	24%	23%	36%	34%
中学校卒業	14%	17%	22%	21%	14%	17%
高校卒業	13%	17%	33%	37%	15%	19%
短大·専門学校	3%	4%	4%	5%	3%	4%
大学卒業	2%	4%	4%	7%	2%	5%
合計	100%	100%	100%	100%	100%	100%

(出所) SAKERNAS 2001,2008,BPS-RI.

⁽出所) Penduduk berumur 15 tahun ke atas yang termasuk angkatan kerja menurut propinsi dan pendidikan tertinggi yang ditamatkan

割合が全体の56.9%に達し、西ジャワ州の州都であるバンドン市でも36.7%とその他の区分を上回る。一方、農村地域を抱えるその他の州においては、高校卒業以上の学歴をもつ女性労働力の割合は、西ジャワ州26.3%、中ジャワ州18.8%および東ジャワ州21.7%となり、小学校卒業者よりも低い割合である。都市部の女性労働力が高学歴となっている一方で、農村部の女性労働力はまだまだ低学歴であることが明らかである。

表2は、インドネシア全体の学歴別女性労 働力人口の 2001 年と 2008 年の比較である。就 業者のうち小学校卒業以下の学歴の女性労働力 の割合が下がり、中学校卒業以上の学歴の女性 労働力の割合が上昇した。しかしながら, 失業 者に占める高校卒業以上の学歴女性の比率も同 様に上昇したのは、2008年の世界的金融不況 の影響によってインドネシアの労働市場が冷え 込んだためと考えられる。女性労働力人口全体 では、低学歴女性の縮小傾向と高学歴女性の拡 大傾向が読み取れる。表2では都市と農村の 区別が示されていないが、表1の各州の学歴 別女性労働力人口の構成比より、農村には低学 歴の女性労働力人口が、都市には高学歴の女性 労働力人口が多いと推察される。こうした都市 と農村との間の学歴格差および都市における女 性労働力の高学歴化の傾向が、農村から都市へ の女性家事使用人の供給の背景となっている。

2 女性家事使用人

インドネシアの女性家事使用人の数を正確に 把握するのは非常に困難である。インドネシア において女性家事使用人は、「労働者」とは見な されておらず、そのため彼女たちに関する公的 な統計資料が存在しない。「労働者」として見な されない彼女たちには、インドネシア労働法に おける賃金、労働時間、休日に関する規定が適 用されない。さらに家庭内での労働という家事 使用人の特質ゆえに就労の実態を明らかにする のが困難である。 ここでは 2002 年に ILO/IPEC (国際労働機関 児童労働撲滅国際計画)がおこなった調査を参考にし、インドネシアの女性家事使用人のおおよその規模を確認する¹⁾。

ILO/IPEC [2004] によると、インドネシアの 家事使用人の数はおよそ259万3.000人であり. そのうち女性家事使用人数が10万人を超える 州の数字を挙げると、ジャカルタ首都特別州 およそ80万1,000人, 東ジャワ州およそ40万 2,000 人、中ジャワ州およそ 40 万人、西ジャワ 州 27 万 7,000 人、バンテン州およそ 10 万人と なる。家事使用人数が10万人を超える州はす べてジャワ島内の州である。これはジャワ島が インドネシアにおいて最も人口稠密な島である ためと、島の西側に巨大都市圏であるジャカル タ首都特別州が位置するためである。各州にお ける家事使用人の数は, 各州の都市数と規模お よび各州の人口とおおよそ比例する。首都ジャ カルタは、先に見たように女性労働力の学歴が 高校卒業以上のものの比率が高い。都市におい て高学歴を有する女性が正規労働者として雇用 される一方で、家事労働などを農村出身の家事 使用人に依存している構造が推察される。また. インドネシアの女性家事使用人およそ259万 3.000 人のうち 17 歳以下の者は 68 万 8.000 人 にのぼり、全体の26.5%を占める。

こうした正規の労働市場の外におかれた女性家事使用人が、労働法の保護のもとで働く正規女性労働者の再生産労働を低賃金・長時間労働によって担う構造が作り出され維持されている。

¹⁾ ILO/IPEC [2004] 参照。同書は、中央統計局が 2001 年におこなった家事使用人に関する調査を サンプル数の少なさによって数が極端に過小評価 されていると批判している。また、中央統計局の 調査が住み込みの雇い主との間に親戚関係をもた ない家事使用人のみを対象としているのにたいして、ILO/IPEC の調査は雇い主との間に親戚関係 をもたない住み込みの家事使用人のほかに、雇い 主と親戚関係をもつ住み込みの家事使用人と通いの家事使用人を含む。

3 女性家事使用人の入職経路

女性家事使用人の入職経路を大きく分ける と、親戚、友人・知人あるいは同郷出身の出稼 ぎ者からの紹介といった直接的なリクルートと 家事使用人仲介業者を介する間接的リクルー トの二つがある。先述の ILO/IPEC [2004] の調 査によると、雇い主の多くは、前者の方法で女 性家事使用人を雇い入れることを好むとしてい る。なぜなら、家事使用人の就業が家庭内でお こなわれることから、 雇い主は血縁関係や地縁 関係がある家事使用人に安心感を抱くためであ る。また、家事使用人のなかには、中学校ある いは高校入学の年齢に達した際に、都市の学校 に進学させてもらうことを条件に都市在住の血 縁者家庭で家事労働をおこなっているものもい る。これはインドネシアにおいて昔からおこな われてきた慣行として知られているものである が、この慣行が家事使用人に血縁者を好む傾向 に少なからぬ影響を与えている。一方. 間接的 リクルートの場合、雇い主と家事使用人との間 に仲介業者が介在する。雇い主は仲介業者にた いして仲介手数料を支払わなければならず、さ らに仲介業者が繰り返し仲介手数料を得ようと して女性家事使用人を短期間で回転させる傾向 があるため、仲介業者を通した使用人は定着し にくいと考えられている。確かに、直接的リク ルートの方が、雇い主と女性家事使用人との間 に個人的信頼関係を形成しやすく、長期的な雇 用関係を期待することができるであろう。しか しながら、農村との個人的地縁・血縁関係が希 薄な雇い主にとっては直接的リクルートによっ て家事使用人を調達することは難しく. そのた め仲介業者に依存することになる。こうした雇 い主として、中国系インドネシア人、他国ある いは他島からの移住者および農村との縁が薄い 都市出身者を挙げることができる。

小論では、間接的リクルート方法である仲介 業者から派遣される家事使用人について検討を おこなう。なぜなら、雇い主と女性家事使用人 との間に個人的な関係をもたない間接的リクル ートにおいて農村出身女性の都市出稼ぎ家事使 用人としての入職経路および就業の特性がより 明確に反映されると考えるためである。

また、家事使用人には、通いで就業するもの と住み込みで就業するものがいるが、本稿が分 析対象としているは住み込みの家事使用人であ る。

Ⅱ バンドン市にある仲介業者

この節では、バンドン市の仲介業者(Yayasan Sosial Mulya Karya Mukti)を事例にして、仲介業者の役割および仲介業者・募集人・雇い主・家事使用人の4者間の関係を考察する。

1 インタビュー調査の概要

調査をおこなった家事使用人仲介業者はバンドン市で営業しており、おもにバンドン市内の 雇い主に家事使用人を送り出している²⁾。

インタビュー調査はこれまで3回にわたって 実施した。最初は、バンドン市の仲介業の概要 を把握するために2008年7月から8月にかけ てバンドン市の仲介業者11軒で聞き取り調査 をおこなった。2回目は、2010年8月29日(断 食月19日)から9月21日(断食月翌月11日)ま での期間一つの仲介事務所に密着し、この仲介 業者から派遣されてバンドン市で家事使用人 として働く女性50人を対象に、個別のインタ ビュー形式での聞き取り調査をおこなった³⁾。農 村出身の家事使用人は、断食月明けの休暇(以 下、レバラン休暇)を労働期間の区切りとする 1年サイクルで就業する。通常、断食明け祭の

²⁾ 西ジャワ州の州都。2005 年のバンドン市の人口は227 万人。産業別労働力人口(10 歳以上)の割合は、農業2.5%、製造業25.3%、電気・ガス・水道0.3%、建設業5.6%、商業33.9%、運輸・通信業6.4%、金融業5.5%、サービス業19.8%、その他0.7%。数値はいずれもBandung dalam angka、BPS Kota Bandung から。

^{3) 2010}年の断食月最終日は9月9日, 断食明け祭 の休日は9月10日と11日であった。

休日前後の2週間が家事使用人の帰郷期間にあたる。仲介事務所には、レバラン休暇前には1年の就業を終えて帰郷する家事使用人が、レバラン休暇後にはこれから都市で就業する家事使用人が集まる。インタビュー調査は、レバラン休暇前と休暇後にわけて実施され、約1年間都市の雇い主のもとで働き帰郷するものと、これから約1年間家事使用人として就業するものを対象としておこなった。また、家事使用人には、通常の家事使用人がレバラン休暇で帰郷する約2週間だけ代わりとして働くインファール[Infal]家事使用人がいる40。インファール家事使用人をの違いを調査した。最後に2012年3月に同事務所において追加調査をおこなった。

調査の内容は、仲介業者に関しては、女性家事使用人の入職システム(仲介業者と募集人)および仲介業者の役割についてであり、女性家事使用人に関しては、就業実態、学歴および職歴、女性家事使用人の出身農村世帯の家族・家計構成およびライフサイクルについてである。

2 バンドン市の仲介業者の概要

仲介業の仕事は、文字通り農村出身の女性家事使用人と都市に住む雇い主との間の仲介である。200万人以上の人口を擁するバンドン市には多数の仲介業が立地する。家事使用人仲介業をおこなうには、バンドン市社会局の承認を受けなければならない。しかし、承認を受けるには、事務所開設時に払う事務手続き料金のほか毎年の更新時に承認更新料60万ルピアを支払わなければならないため⁵、すべての仲介業者が社会局の承認を受けているわけではない。その

ため管轄官庁のバンドン市社会局においても仲 介業者の実数を把握していない。2008年8月 当時でバンドン市社会局から承認を受けている 仲介業者は8軒であった。しかしながら、筆者 が実際に訪問した仲介業者だけでも20軒にの ぼり、ある仲介業者によるとバンドン市内には 150 軒を超える大小の仲介業者が認可切れある いは認可を受けずに家事使用人の斡旋をおこな っていると言う。バンドン市の仲介事務所は. 古くはバンドン駅周辺に密集していたが、2000 年3月にバンドン市の東側に長距離エコノミー 列車停車駅としてキアラチョンドン駅が設置さ れて以降,この駅周辺に仲介業者数が増加した。 さらにバンドン市近郊を含むバンドン都市圏の 拡大にともなって、広域にわたって仲介事務所 が設立されている。

調査をおこなった仲介業者の事務所は,バン ドン市の西側, 主要都市間を結ぶ高速道路の近 くに位置する。1999年に設立され, ルディ氏(43 歳)と妻ラトミ氏(42歳)によって運営されてい る(2012年現在)。夫妻はともにガウィ県中央 部の出身であり、ルディ氏はパロン郡テグハン 村の. ラトミ氏はクンダ郡クンダ村の出身であ る(後掲ガウィ県地図参照)。ルディ氏の仲介 は、家庭への家事使用人の斡旋と、バンドン市 内の小規模零細企業への労働者や事務員の紹介 である。しかしながら、小規模零細企業からの 求人は非常に数が少なく、しかもその大半は男 性向けであるため、大多数の女性は家事使用人 として各家庭へと送られる。レバラン休暇後に 家事使用人の斡旋数がピークとなり、ルディ氏 の事務所には100人以上の家事使用人が農村か ら出稼ぎでやって来る。それ以外の月はだいた い5人から多くても10人程度の斡旋数で推移 する。ルディ氏はまた、家事使用人がレバラン 休暇で帰省するためのバスレンタルもおこなっ ている。都市で出稼ぎをおこなう者たちは、レ バラン休暇前に一斉に帰郷し、そして休暇後に 再び出稼ぎをおこなうため一斉に都市に移動す る。そのためレバラン休暇前後は、全国のバス・

⁴⁾ インファール[Infal]とは、通常の家事使用人がレバラン休暇で雇い主のもとを去るので、その期間(およそ2週間)家事労働をおこなうものを指す。インファールは、日払いで賃金が支払われ、日当は通常の家事使用人の2倍以上である。

^{5) 2010} 年当時のルピアと円の為替レートは、1 ルピ ア ≒ 0.0097 円である。

電車など公共交通機関の繁忙期となり運賃も値上がりする。ルディ氏が仲介する大多数の家事使用人の出身地は夫妻の出身地と同じガウィ県であるので、ルディ氏はバスをレンタルし、仲介した家事使用人の帰郷の際の交通手段を手配するのである。

ルディ氏がこの仲介業を設立するまでの職歴 は多種多様である。小学校を卒業したのち16 歳で出稼ぎ労働者として都市で働くために故郷 のテグハン村を出て、工場労働者(バンドン)、 店員(バンドン)、オフィスボーイ(バンドン)、 ゴミ拾い(ジャカルタ). カキリマ(バンドン)な どを経て、1994年から5年間バンドンの家事 使用人仲介事務所で事務員として経験を積ん だ。そして、1999年に独立して現在の仲介事 務所を開設した。仲介業設立に際しては,1999 年当時で1,200万ルピアの資金が必要であった。 ルディ氏はそれを事務員として支給されていた 賃金と妻ラトミ氏が出身地の農村で家事使用人 募集をすることで受け取る手数料によってまか なった。事務所設立後も、2007年から2年間 の予定で海外出稼ぎ労働者(TKI)としてマレー シアへ渡航した。しかし、当時のマレーシアの 雇用情勢は悪く、建設労働者として働く機会に 恵まれなかったため10カ月のマレーシア滞在 で帰国した。2011年にはインドネシアのバン カ島のすず鉱山での労働に従事している。こう した彼の経歴は、仲介業者自身も多くの農村出 身者と同様により良い就業機会をもとめて転々 と職種を替え、常に稼得機会を伺っている様子 を物語っている。

妻のラトミ氏も夫のルディ氏同様小学校卒業後にバンドンで家事使用人として出稼ぎで働いた。ルディ氏との結婚後、出身地の農村において実家周辺に住む女性たちを女性家事使用人として募集する役割を果たした。のちに彼女は、現在の仲介事務所兼自宅に子どもらとともに移り住んだ。仲介業者の多くは、出身地の農村に家族を残し単身で仲介業をおこなっているが、ルディ氏の仲介業は不在がちのルディ氏に代わ

って妻のラトミ氏が実質上の切り盛りをしてい る。

3 仲介業者と募集人の関係

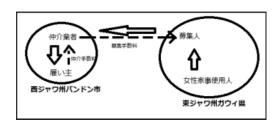
農村からの家事使用人の調達は、帰郷の折に 仲介業者本人によっておこなわれる場合もある が、仲介業者は都市の事務所に常駐するため、 多くは農村に居住する募集人によっておこなわ れる(下図参照)。募集人はコーディネーター [koodinator]と呼ばれ、仲介業者の親戚・知人 が多い。募集人は、周辺農村を回って都市で働 くことを希望する女性をスカウトする。夫婦の 出身地周辺のガウィ県中央から南東にかけての 地域が、ルディ氏の仲介業への主要な家事使用 人供給地域となっている。

ルディ氏がガウィ県内で抱える募集人は4人である。4人は、それぞれガウィ郡(男性)、パロン郡(女性)、クンダ郡(女性と男性)に住み、居住地によって募集担当地域を区分している。各自の募集担当地域には暗黙の「なわばり」があり、募集人が自分の担当地域を越えて家事使用人をスカウトすることはない。

募集人の一人であるパルト氏(40)は、もっとも活発に農村でスカウトをおこなっている。彼もルディ氏と同様に募集人となるまでに多様な職歴を重ねた。中ジャワ州出身のパルト氏は、10代で故郷を離れ西ジャワ州バンドン市の工場で働いた。しかし、1997年のアジア経済危機の折に工場を解雇され、その後、彼は妻の故郷であるガウィ県ガウィ郡カルトハルジョ村に移住した。1999年に妻の兄から引き継いでルディ氏の募集人となった。パルト氏は、自宅で雑貨店の経営も行っている。

募集人は、ガウィ県内の自らの担当地域の村を回って家事使用人として働くことを希望するものを見出し、5人程度が集まった時点でバンドンの仲介業者へ帯同する。ガウィ県からバンドンへの移動費は女性家事使用人の負担である。彼女たちは雇い主が決まるまでの2~7日間を仲介事務所で過ごす。募集人は、仲介業者

から募集手数料として新規の仲介で22万ルピア,継続の仲介で15万ルピアを受け取る(2010年9月現在)。



4 募集人と家事使用人の関係

女性家事使用人の就業場所は募集人に依存する。 ガウィ県からはスラバヤ市が最も近い大都市であるが、口利きをおこなった募集人が属する仲介業によってバンドン市やジャカルタ首都特別州など家事使用人の就業場所が決定される。

農村出身の家事使用人は、既述のようにレバ ラン休暇を労働期間の区切りとする1年サイク ルで就業する。そのため、募集人による家事使 用人募集数はレバラン休暇後にピークとなり. ルディ氏の仲介事務所に100人以上の家事使用 人を送り込む。それ以外の月は不定期にだいた い5人程度の家事使用人が集まったところで募 集人が仲介事務所に帯同する。家事使用人が同 じ募集人あるいは仲介業者を頼ることで双方の 関係が長期にわたり継続する場合もあるが、違 う募集人の口利きを受けて別の仲介業者から雇 い主へと派遣される場合もある。そのため、募 集人は家事使用人が帰郷した際には連絡を取 り、家事使用人との関係維持に努める。ルディ 氏の仲介業にとって最大の家事使用人供給地域 であるガウィ県では、女性たちは農村での就業 機会はもとより都市への就業ルートが限られて いるため、募集人のような村を回って家事使用 人をリクルートする存在が農村に住む女性の入 職ルートとして重要となる。しかしながら、近 年仲介業者と募集人にとって国内の家事使用人 をスカウトすることが困難となっている。なぜ

なら彼らの募集活動が海外出稼ぎ家事使用人の スカウト(チャロ[calo]と言われる)と農村の若 年女性を巡って競合し、多くの農村の若年女性 がより賃金の高い海外出稼ぎ労働を選ぶためで ある。

5 仲介業者と雇い主の関係

家事使用人を必要とする雇い主は、まず電話等で仲介業者に就労可能な家事使用人の有無を尋ね、次に仲介事務所において直に家事使用人との面接をおこない、年齢や経験などの諸条件が合えば家事使用人を雇い入れる⁶⁾。仲介業者の顧客のおよそ8割が中国系インドネシア人であった。雇い主に中国系インドネシア人が多い理由は、彼らがおおむね経済的に恵まれているためであるが、彼らは農村との関係が希薄で農村の女性家事使用人を雇うにあたって地縁や血縁を頼ることができないためと考えられる。

2010 年 9 月時点で、仲介手数料として雇い主から仲介業者に支払われるのは、新規の場合で50 万ルピア、継続の場合35 万ルピアであったで、ただし、派遣から2ヶ月間の就労が成立しない場合は、仲介業者は替わりの家事使用人を紹介するか、仲介手数料の半額を雇い主に返却しなければならない(同意書仲介業者項目1 および2)。仲介業者の中には、この2ヶ月間ルールを巧妙に利用して2ヶ月の試用期間終了後に家事使用人を引き上げて別の雇い主から再び仲介手数料を得る悪質なものもいる。雇い主は、仲介業者の実績や評判から家事使用人の質を判断する。

就労期間が短いインファール家事使用人を雇 う際に雇い主から仲介業者に支払われる仲介手 数料は30万ルピアである。これは仲介業者と

⁶⁾ 最近では、こうした従来の方法に加えて Facebook などのソーシャルネットワークを利用 して家事使用人の仲介をおこなう仲介業者もい る。

^{7) 2008}年では仲介手数料は40万ルピアであったが、 2009年に現在の50万ルピアに上昇した。

募集人との間で折半される。

6 雇い主と家事使用人の関係

雇い主は、仲介事務所で家事使用人と仲介業者の立会いのもと面接し、賃金と労働内容などが合えば雇用が成立する。年長の家事使用人は、雇い主に対して賃金や労働内容に関する意見を述べることができるが、小学校あるいは中学校を卒業したばかりの経験のない家事使用人は、雇い主に意見を述べることができない。その際に、仲介業者は中に入って雇い主の条件を家事使用人に、また家事使用人の希望する賃金や仕事の内容を雇い主に伝える。

雇い主と使用人との間には契約書は存在せ ず、ただ斡旋に関する同意書が交わされるのみ である(同意書参照)。同意書には、労働者の権 利に関する項目が存在するが(同意書雇い主項 目4番参照)、実際には先述したように家事使 用人は労働者とはみなされず、ゆえに労働者の 権利が守られているとは言い難い。さらに同意 書には賃金や労働条件に関する項目が含まれ ていない⁸⁾。雇い主が独自に女性家事使用人の賃 金. 労働時間. 労働条件および休日などを決定 する。慣例的に、家事使用人は、働き始めてか ら半年が経過すると5万ルピア程度の昇給が見 込まれる。さらに半年が経過してレバラン休暇 後も引き続き同じ雇い主のもとで働くと.毎月 の賃金にさらに5万ルピア程度の上乗せが見込 まれる。

雇い主の中には、たとえ賃金が上昇しても家事使用人との間に長期の関係を望むものもいるが、若く賃金の安い家事使用人を1年サイクルで雇い入れるものもいる。家事使用人にしてもレバラン休暇後に別の雇い主に移るものが多い。家事使用人が雇い主を替える理由として、就労環境に飽きてしまうことが挙げられる。

ルディ氏を仲介として派遣される家事使用人

の大多数は遠方の東ジャワ州出身者であるため、雇い主が好んで雇い入れをおこなう傾向がある。なぜなら、インドネシアではジャワ出身者は礼儀正しく勤勉であると考えられているためであり、また、バンドン市から列車で10時間以上も離れたガウィ県出身者ならば帰郷機会を制限することができるためである。

7 仲介業者と家事使用人の関係

既述のように、通常の家事使用人は、レバラン休暇を労働期間の区切りとする1年サイクルで就業する。そのため、レバラン休暇前には1年間の就業を終えて帰郷を待つ家事使用人が仲介事務所に集まる。

また、仲介事務所は、家事使用人の雇い先が 決まるまでの間の下宿を兼ねている。ルディ氏 の事務所の場合、2階部分に6畳ほどの部屋が あり、農村からやってきた女性たちは雇い主が 決まるまでそこで寝泊りをする。その間の滞在 費および食費は仲介業者の負担となる。また、 帰郷を希望する家事使用人はいったん雇い主の もとから仲介事務所に戻され、募集人の同行に よりガウィ県に帰る。

また、仲介事務所は、同郷出身の家事使用人 たちの交流の場となっている。家事使用人の性 質上、若い女性が、馴染みのない土地で見知ら ぬ雇い主のもとで生活し働くことになる。そん な彼女たちにとって仲介事務所は、都市の中に ある「故郷」として機能する。

⁸⁾ 調査した仲介業者の中には、雇用先での最低賃金 を30万ルピアと決めているところもあった。

同意書

Ι 雇い主

- 1. KTP (ID カード) を所持していること。
- 2. 雇い主の住所もしくは雇い主が変更になった場合は、すぐに仲介業者に連絡をすること。
- 3. 交通費と食事を負担すること。
- 4. 家事使用人の基本的人権および労働者の権利にしたがって働かせること。
- 5. 家事使用人が仕事中に病気や事故にあった場合は、雇い主の責任である。
- 6. 家事使用人が雇い主の許可なしにいなくなった場合,手続きの簡素化のために町内会から証明書を取得すること。
- 7. 雇い主あるいは家事使用人が雇用関係を望まない場合は、雇い主は仲介業者へ家事使用人を送り届けること
- 8. 家事使用人が雇用から2ヶ月以内に帰郷した場合,雇用期間の賃金は仲介業者へ支払うこと。
- 9. 雇用期間が2ヶ月以内であっても、雇い主は家事使用人に働き始めた日からの賃金を支払うこと。
- 10. 家事使用人に宗教儀礼の時間を与えること。
- 11. 家事使用人が家族の病気や死亡あるいは冠婚葬祭で緊急に帰郷しなければならない場合には許可を与えること。
- 12. 家事使用人が雇用から2ヶ月以内に帰郷した場合,すぐに仲介業者に連絡すること。

Ⅱ 家事使用人

- 1. 正直に礼儀正しく責任感をもって働くこと。
- 2. 雇い主の許可なく出掛けてはならない。
- 3. 他人の甘言に乗ってはならない。
- 4. 働きたくない場合や帰郷したい場合は、雇い主に許可を取って仲介業者の事務所に戻ること。
- 5. 仲介業者の決め事をまもること。

Ⅲ 仲介業者

- 1. 家事使用人が雇用開始から2ヶ月以内に戻された場合,別の家事使用人を探す責任がある。
- 2. 家事使用人が雇われ先で1日以上働いた場合で、雇い主が一方的に雇用を取りやめ別の家事使用人の派遣を待たなかった時には手数料の50%は返却しなくともよい。
- 3. 雇い主が家事使用人に賃金を支払わなかったり約束を違えたりした場合は、担当機関に報告する。
- 4. 家事使用人が雇い主の許可なしにいなくなったり、雇い主の持ち物を持ち出したり盗んだりした場合、 仲介業者は家事使用人を探しだす責任がある。
- 5. 家事使用人の家族や親戚などが家事使用人の雇い先を訪問することは認められない。ただし、仲介業者からの紹介状がある場合には認められる。
- 6. 家事使用人の賃金は、仲介手数料とは一切関係がない。
- 7. 雇い主が仲介業者への連絡なしに雇用から2ヶ月以内に家事使用人を帰郷させた場合には、仲介業者は別の家事使用人を派遣する責任や手数料を返却する責任はない。
- 8. 雇い主あるいは家事使用人が雇用関係を望まない場合で、雇い主が仲介業者へ家事使用人を送り届けなかった場合に予期せぬことが起こった場合、全て雇い主の責任である。
- 9. 上記ⅠおよびⅡの項目が果たされなかったとしても、仲介業者は一切責任を持たない。

手数料は、ハンドン市50万ルピア、その他の都市60万ルピア、ジャワ島以外の都市70万ルピアである。

雇い主署名

家事使用人署名

KTP 番号

KTP 番号

住所と電話番号

Ⅲ 女性家事使用人

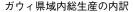
この節では、農村出身女性が前節で考察した 入職ルートに依存して都市で家事使用人として 働くことにいたった理由を女性家事使用人の特 性やライフコースから明らかにする。

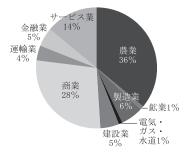
1 女性家事使用人の出身地域の概要

2010年にルディ氏の仲介事務所においてインタビュー調査をおこなった女性家事使用人50人のうち49人は東ジャワ州ガウィ県の出身であった。これは先述のように仲介業者のルディ氏と妻のラトミ氏が同県の出身者であることによる。

ガウィ県は東ジャワ州の西部に位置し、仲介 事務所のあるバンドン市まではエコノミー列車 で12時間、長距離バスで15時間の移動を要す る。就業場所と出身地との間に距離があるため、 家事使用人の帰郷機会は1年に1度程度に制限 される。

ガウィ県の統計によれば、2008年のガウィ県人口は88万9,224人(男性43万7,808人,女性45万1,416人)であり、同県の人口密度は1キロ平方メートルあたり686人となる。同年

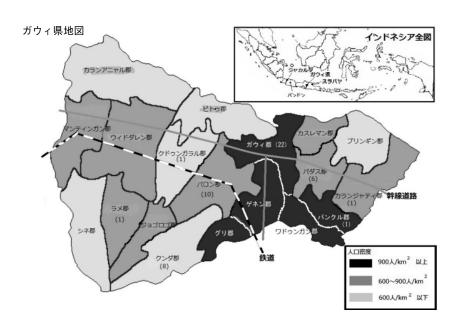




(出所)Kabupaten Ngawi dalam angka 2009, BPS Kabupaten Ngawi.

のガウィ県域内総生産は5兆7,702億7,300万ルピア(当時の為替レートで日本円にしておよそ534億3,300万円)であった(BPS Kabupaten Ngawi [2009])。ガウィ県は、農業を主たる産業とする農村地域である。2008年の同県の域内総生産によると、農業が36%を占める。商業(28%)とサービス業(14%)が域内総生産において農業に次ぐ割合となっているが、これらの大半は小規模零細経営であり、同県がとりわけ商業あるいはサービス業が盛んな地域というわけではない(ガウィ県域内総生産の内訳参照)。

調査した女性家事使用人50人に関しても、父親の職業が判明している49人のうち行商(カ



キリマ)と答えた1人を除く48人が父親(没者も含めて)の職業を農業と答えた。そして既婚者18人について夫の職業が判明している17人のうち11人が夫の主たる職業を農業と答えた。父親とともに夫の職業も農業が大半を占める一方で、若い世代は農業以外の職業に就くものが多い。

ガウィ県地図中の郡名に付したカッコ内の数字は、女性家事使用人50人の各郡の出身者数を示す。ルディ氏が仲介する女性家事使用人の出身地は、ガウィ県の中央から南西にかけての地域に集中する。募集人パルト氏のスカウト地域であるガウィ郡出身者が22人と最大多数であり、仲介業者ルディ氏の出身地パロン郡10人、妻ラトミ氏の出身地クンダ郡8人がそれに次いでいる。これは募集人パルト氏がもっとも精力的に募集活動をおこなっていることを示すとともに、仲介業者家族の募集活動もまた重要であることを示す。

2 女性家事使用人の種類

インタビューをおこなった50人の女性家事使用人のうち、通常の家事使用人(レバラン休暇後から翌年のレバラン休暇前までを就業サイクルとする)は38人、インファール家事使用人(レバラン休暇中のおよそ2週間の就業)は12人であった。通常の家事使用人のうちベビーシッターとして乳幼児の世話をするために雇われたものは2人であった。また、通常の家事使用人38人のうち33人はおよそ1年の就業を終えて帰郷する女性であり、残る5人はレバラン休暇後に新規に職を求めてやって来た女性である。

表3は,就業形態別の家事使用人の婚姻関係を示す。50人のうち未婚者が30人,結婚経験者(現在の婚姻関係の有無を問わず)が20人

表3 家事使用人の種類と婚姻関係

	未婚者	結婚経験者	合計
通常	30	8	38
インファール	0	12	12
合計	30	20	50

(出所)2010年8~9月の現地調査。

であった。インタビュー調査がレバラン休暇の前後に実施されたため、調査対象者にインファール家事使用人を多く含んでいる。インファール家事使用人は、全員が結婚経験者であった。通常の家事使用人として通年で働くことが難しい既婚女性(特にこどもがいる場合)は、レバラン休暇中に都市に出稼ぎに出て収入を得る。インファール家事使用人は、イスラム教徒にとって特別な休暇中に、通常の若い家事使用人が複数人でおこなっている仕事を一人でこなさなければならないため、家事使用人経験を持つやや年長の女性によって担われ、通常の家事使用人の日当よりも高い賃金が支給される。

3 家事使用人の労働環境

多くの家事使用人の労働時間は、朝6時から夜8時までの14時間労働である。雇い主のもとに来客がある場合や雇い主およびその家族が出掛けるなどの場合には、朝5時から夜10時まで働くこともある。家事使用人は、労働者とは見なされないため労働法の休日規定などを適用されない。雇い主が中国系インドネシア人である場合、彼らの嗜好に沿った料理を作る調理人がいることが多いため、家事使用人は調理以外の家事全般、例えば、掃除、洗濯、アイロン掛け、買い物および調理補助などを担当する。インファール家事使用人は、通常ならば複数人の家事使用人で分担される作業を一人でおこなる

家事使用人は、たいてい雇い主の自宅の台所 のそばに部屋を提供される。家事使用人が複数 人働いている場合は、共同で一つの部屋を使用 する。

このように、家事使用人の労働環境は非常に 苛酷である。雇い主が遠隔地出身の家事使用人 を好んで雇う傾向にあるのは、近隣地域出身の 家事使用人は家族の病気などを理由に帰郷を繰 り返すものが多いが、遠隔地出身の家事使用人 は、年に一度のレバラン休暇だけに帰郷の機会 を制限できるからである。

4 女性家事使用人の年齢と婚姻関係および学歴

表 4 より、女性家事使用人 50 人のうち 17 歳以下のものの割合は 22%であった。これは、 先述の ILO/IPEC の調査の割合(26.5%)よりも 低いものの、バンドンの家事使用人の例におい ても少なからぬ割合が確認された。さらに、25 歳以下の未婚者が全体の58%. 通常の家事使 用人に限ると76%を占め、家事使用人がおも に25歳以下の未婚女性によって担われている ことがわかる。家事使用人の年齢が若い層に集 中するのは、若い未婚の女性を従順で扱いやす いと考える雇い主側の理由とともに. 農村出身 の女性は就学期間を終えると家計を助けるため に働きに出なければならないという家事使用人 側の理由がある。さらに、これ以上の年齢層の 女性は婚姻を契機とするライフサイクルの変化 によって都市で長期に就労することが困難にな るためである。

インタビューをおこなった女性家事使用人50人のうち、学歴なしあるいは小学校中退と答えたもの5人(10%)、小学校卒17人(34%)、中学校卒27人(54%)、高校卒1人(2%)であった。女性家事使用人の学歴を前掲表1の東ジャワ州の女性労働力人口の学歴と比べると、中学校卒業者の割合が低い。そして、高校卒業以上の学歴を有するものの比率が著しく低い。

農村出身の女性にとって、たとえ義務教育修 了の学歴を有していても、農村で就業機会を見 つけることは非常に難しく、また都市での就業 についての情報が限られているため、募集人が 農村内で積極的におこなう家事使用人の募集活 動が重要な都市出稼ぎの入職ルートになってい るのである。

表 4 年代別婚姻関係

	未婚者	結婚経験者	合計
17歳以下	11	0	11
18歳~25歳	18	7	25
26歳~30歳	1	2	3
31歳以上	0	11	11
合計	30	20	50

(出所)2010年8~9月の現地調査。

5 女性家事使用人の家計

表5は、女性家事使用人が属する家庭の世 帯主の職業を示す。女性家事使用人が既婚者の 場合は夫の職業、未婚者の場合は父または母の 職業に該当する。既婚者であっても夫と死別ま たは生別した女性については本人の職業を記し た。50人のうち8割以上のものが、主たる世 帯収入を農業から得ていると答えた。ガウィ県 は米作地域であるため、すべてが米作農家であ る。農地面積から収入額を推計したところ、自 作農家であっても、 自家消費量以上の米の生産 をおこなっている農家はいなかった。ましてや 主たる世帯収入を借地農家や農業労働者として 得ている世帯は、自家消費すら下回る量の収入 しかのぞめない。米作のほかに、野菜生産や 牛・ヤギ・鶏などの家畜をおこなっているものが いたが、いずれの生産量も自家消費量を超える ものではない。つまり、世帯主が得る収入は、 必要最低限の生活費に費やされるため、教育や 保健といった費用に回らない。こうしたことか ら、世帯主の妻や娘が家事使用人として得る賃 金は、家計の貴重な現金収入となっている。家 事使用人が既婚の場合は、彼女たちの賃金は不 足する生活費あるいは子どもの学費にあてられ る。一方、家事使用人が未婚の場合は、賃金は 親や兄弟のために遣われることもあるが、自身 の結婚のための資金として貯金されることが多 い。これは、農村の世帯では、親に結婚資金の 用立てを望むことができないためである。

表 5 世帯主の職業(注 1)

職	人数	
	20a	13
自作農家	30a	1
	不明	15
借地農	4	
農業労働者		10
その他		4
家事使用人 ^(注2)		3
合計		50
	J 0	

- (注1)未婚者は父または母の, 既婚者は夫の職業。
- (注2)夫と死別あるいは生別により女性家事使用人本人が 世帯主となっている。
- (出所)2010年8-9月のインタビュー調査。

6 女性家事使用人の賃金

およそ1年の就業を終えレバラン休暇のために帰郷する通常の家事使用人女性33人から、この1年間の月額の賃金を聞くことができた。通常の家事使用人の賃金は、月額40万ルピア~125万ルピアと大きな幅がある。通常の家事使用人のうちベビーシッターとして働く2人の賃金は最低でも60万ルピア以上であり、新生児の世話をするベビーシッターの場合には100万ルピア以上となる。

2010年の西ジャワ州の最低賃金は、月額67万1,500ルピアである。通常の家事使用人の中でもとくに若い女性は、最低賃金を下回る額を支給されている。前掲の同意書の文中には、雇い主にたいして家事使用人の労働者としての権利を守るよう書かれているが、実際のところ家事使用人は労働法の適用の枠外に置かれているため最低賃金以下で雇用されている。ただし、家事使用人は、宿泊場所や食事を雇い主から無料で提供されるため、それらを現金に換算すると家事使用人の賃金は最低賃金とほぼ同額となる。また、レバラン休暇のために帰郷する際に多くの家事使用人は、雇い主から賃金とは別にレバラン手当てを支給される。

表6から女性家事使用人の年齢と賃金の関係をみる。17歳以下のもっとも若い層の家事使用人は、全員が月額40~60万ルピア未満のもっとも少ない賃金であった。年齢が上がるにしたがって賃金額が高くなる傾向を見てとることができる。ただし、18歳以上であっても家事使用人としての経験が少ないものは低い賃金に据え置かれる。そして、結婚や子育てなどでしばらくの間家事使用人として働くことをやめていたものは、年齢が高くても低い賃金で雇用される。

経験年数と賃金の関係をあらわす表7によると、年齢と同様に経験年数と賃金との間にも相関関係が見られる。家事使用人と雇い主との間の慣例として、働き始めから半年ごとに5万ルピア程度の昇給が見込まれる。家事使用人としての経験年数が同じであっても、同一の雇い主のもとで複数年働く家事使用人の賃金は、1年単位で雇い主をかえる女性の賃金よりも高い。また、レバラン手当てに関しても、単年で働く家事使用人よりも同一の雇い主のもとで複数年働く家事使用人の方が多くの額を支給される。

一方、インファール家事使用人の賃金は、日

	表 6	5 年	齢と	賃金(の関係
--	-----	-----	----	-----	-----

	40~60万ルピア 未満	60~80万ルピア 未満	80~100万ルピア 未満	100万ルピア以上	合計
17歳以下	8	0	0	0	8
18~20歳以下	6	4	1	0	11
21~25歳以下	3	4	0	2	9
26~30歳以下	0	1	0	0	1
31~35歳以下	1	0	1	0	2
36~40歳以下	0	0	0	0	0
41歳以上	0	1	1	0	2
合計	18	10	3	2	33

(出所)2010 年 8-9 月のインタビュー調査。

表7 経験年数と賃金の関係

	40~60万ルピア 未満	60~80万ルピア 未満	80~100万ルピア 未満	100万ルピア以上	合計
1年以下	10	0	0	0	10
2~5年以下	7	6	1	1	15
6~9年以下	1	2	0	1	4
10年以上	0	2	2	0	4
合計	18	10	3	2	33

(出所)2010年8-9月のインタビュー調査。

額4万ルピア~6万ルピア,およそ15日間のレバラン休暇中の就業で60万~90万ルピアの賃金を得る(12人から回答)。なお、インファール家事使用人への需要は年々高まっており、2012年の賃金は15日間で140万ルピアが見込まれている(インドネシアの全国紙 TEMPOの2012年8月16日のインターネット記事)。

以上から、家事使用人の仕事はさほど熟練を要しない単純な仕事ではあるが、若く経験の浅い家事使用人の賃金は低く、家事使用人としての経験を積むにしたがって賃金はあがり、同一の雇い主との関係が長期になるにしたがって賃金はあがる。

結婚や出産・育児などで家事使用人として働くこと一時期やめていたとしても、募集人の誘いによって再び都市で家事使用人として働くことが可能である。

Ⅳ まとめとこれからの展望

これまで見たように女性家事使用人の多くは、若く、学歴が低い者たちである。インドネシアは原則として15歳未満の児童の労働を禁止している。また、17歳以下の労働にたいして制限をおこなっている⁹。供給過剰の傾向をもつ労働市場においては、正規雇用にたいして高校卒業以上の学歴が要求される。調査をおこなった50人の女性家事使用人のうち17歳以下のものの割合は22%であった。そして、小学校卒業あるいはそれ以下の学歴のものは44%であった。これらのことから、女性家事使用人は、就業を開始した年齢、学歴および入職ルートの点で正規の労働市場に参入することが困難なも

のが従事している。若年で低学歴の農村出身者 にとって、同郷出身の仲介業者と募集人がつく る入職ルートが利用できる数少ない都市への入 職ルートなのである。

女性家事使用人は労働法の適用外におかれているため、賃金、労働時間、休日に関する規定が適用されない。さらに家庭内での労働という家事使用人の特質ゆえに、就労の実態を明らかにするのが困難である。それゆえ、Human Rights Watch [2004,2006,2009]が指摘するように、若い女性が過酷な労働環境のもとで働かされ、時には雇い主の暴力の対象とされる。

これまで彼女たちのような正規の労働市場の 外におかれた女性家事使用人が、低賃金・長時 間労働によって都市の富裕層あるいは中間層の 再生産領域を担う構造が作り出され維持されて きた。しかしながら、こうした構造は長く続か ないことを期待する。なぜなら、インファール 家事使用人の例でもわかるように、都市の富裕 層や中間層の住人は、わずか2週間のレバラン 休暇でも家事使用人なしの生活を不便に感じ. 通常の家事使用人よりも高い賃金を支払ってイ ンファール家事使用人を雇い入れる。このよう に都市居住者にとって家事使用人への需要が高 まる一方で、国内の家事使用人の供給数は海外 出稼ぎといった新たな就業機会の選択ができる ことで今後減少すると考えられる。国内家事使 用人の需給関係のひっ迫によってインファール 家事使用人のみならず通常の家事使用人の賃金 も上昇する可能性がある。調査対象者のうち海 外出稼ぎをする予定のものは1人のみであった が、数年間国内で家事使用人として働いたのち 海外に出稼ぎにでる家事使用人は多くなってい る。家事使用人が労働法の適用を受けている国 での海外出稼ぎ経験者の増加は、国内の家事使 用人の労働意識に変化をもたらす可能性があ る¹⁰⁾。しかしながら、渡航先によっては渡航国

^{9) 1999} 年に ILO 第 138 号条約(労働者の最低年齢 および児童の教育と遊びの権利を阻害しない就労 内容)が第 20 号労働大臣令として、翌 2000 年に ILO 条約第 182 号(児童の奴隷的労働、強制労働、 売春やポルノ、化学物質や爆発物を取り扱う業種 への就労禁止)が第 1 号労働大臣令として発令さ れた。

¹⁰⁾ 例えば香港は家事使用人について労働法の保護規定を適用している。

での賃金不払いや虐待などのトラブルが多数報告されていることから,海外出稼ぎ家事使用人の増加が国内の家事使用人にプラスの影響を与えるとばかりは言えない。

また、農村出身の女性の教育水準が上昇すれば国内の家事使用人の供給数の減少はさらに確実となるであろう。さらには、ILOなどの外部の機関から家事使用人における児童労働利用への圧力が増すことで、法制度の整備がなされる可能性も期待できる。こうした、国内外からの圧力によって家事使用人をめぐる環境が今後変化していくことに注視したい。

小論では、家事使用人の入職ルートとこうし た入職ルートに依存せざるを得ない農村出身女 性の特性を分析した。今後は女性労働市場にお ける二重構造について解明したい。つまり、学 歴や頼るべき血縁・地縁関係を持たない農村出 身の女性が、仲介人を通した農村からの入職ル ートによって都市の富裕層世帯あるいは勤労者 世帯のもとで家事使用人として働いている。農 村出身の女性家事使用人は、女性労働市場の下 位に位置し、上位に位置する都市エリート女性 を下支えする。女性労働市場の二重構造を解明 するには, 女性の上位労働市場を含めた検討が 必要である。さらには、国内における女性の上 位労働市場・下位労働市場の構造が、海外出稼 ぎ労働者の増加にともないどのように国際的に 再編されるのか、これらの課題に取り組む予定 である。

付記

本稿作成にあたり, 文部科学省科学研究費助成事業・ 平成 23~24 年度挑戦的萌芽研究「インドネシアの女 性家事労働者研究」(研究代表者: 横本真千子, 課題 番号 23651262)の助成を受けた。

参考文献および統計資料

伊藤るり・足立眞理子編著[2008], 『国際移動と<連鎖 するジェンダー>』作品社。

嶋田ミカ「2007a」、「湾岸諸国における出稼ぎ女性をめ

ぐる諸問題」久場嬉子編著『介護・家事労働者の国際 移動』,日本評論社。

- 嶋田ミカ[2007b],「インドネシア女性の海外出稼ぎを めぐる諸問題」『アフラシア研究』 No.3, 龍谷大学 アフラシア平和開発研究センター。
- 平野恵子[2009]、「インドネシアの海外雇用政策―「移住労働の女性化」を中心に―」国際移動とジェンダー研究会編『アジアにおける再生産領域のグローバル化とジェンダー再配置』 一橋大学伊藤研究室。
- 宮本謙介[2000],「国際労働力移動の歴史的位相 サウジアラビア・マレーシア・シンガポールで就労するインドネシア人」『経済学研究』(北海道大学経済学研究科)第50巻第2号,67-86。
- 横本真千子[2005],「インドネシアにおける地場産業の展望 西ジャワ州絹産業の事例 -」『アジア経済』 JETRO アジア経済研究所,第 46 巻第 2 号,35-53。
- 横本真千子[2006],「南スラウェシ州の絹産業 西ジャワ州絹産業との比較 -」『経済学研究』(北海道大学経済学研究科)第56巻第1号,101-114。
- 横本真千子[2008],「インドネシア地場産業の所得創出効果-西ジャワ州タシクマラヤ県養蚕農家の事例-」『アジア研究』アジア政経学会,第54巻3号,52-70。
- BPS Kabupaten Ngawi [2009], *Kabupaten Ngawi dalam angka 2009*, BPS Kabupaten Ngawi, August 2009.
- BNP2TKI dan Depnakertrans [2008], Pemberangkatan TKI Oleh Pemerintah/Swasta di Indonesia Menurut Daerah Asal dan Jenis Kelamin 1 Januari s.d. 31 Desember Tahun 2008, BNP2TKI dan Depnakertrans.
- Human Rights Watch [2004], Selalu Siap Disuruh: Pelecehan dan Eksploitasi terhadap Pekerja Rumah Tangga Anak di Indonesia. Volume 17, No 7. New York.
- Human Rights Watch [2006], Swept Under the Rug: Abuse against Domestic Workers Around the World. New York.
- Human Rights Watch [2009], Pekerja di dalam Bayang-Bayang, Pelecehan dan Eksploitasi

terhadap Pekerja Rumah Tangga Anak di Indonesia. New York.

ILO/IPEC [2004], Bunga-Bunga di atas Padas: Fenomena Pekerja Rumah Tangga Anak di Indonesia. Jakarta: ILO, Kantor Perburuhan Internasional.

TEMPO [2012], "Bandung Kekurangan Pembantu Cadangan," Remarks, August 16. August 17.2012 http://www.tempo.co/read/news/2012/08/16/151423890/Bandung-Kekurangan-Pembantu-Cadangan

62-3